限定承認公告

本籍千葉県佐倉市鏑木町六七番地一〇、最後の住所千葉県佐倉市鏑木町六七番地一〇

被相続人　亡　神崎　圭子

右被相続人は平成二十八年十一月二日死亡し、その相続人は平成二十九年一月三十一日千葉家庭裁判所佐倉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十四日

千葉県佐倉市鏑木町六七番地一〇

相続財産管理人　神崎　敏裕

東京都千代田区大手町二丁目二番一号新大手町ビル八階弁護士法人宮崎綜合法律事務所

右代理人弁護士　谷井　秀夫

限定承認公告

本籍東京都大田区下丸子四丁目三番、最後の住所東京都大田区千鳥一―一三―一二

被相続人　亡　宮下　榮一

右被相続人は平成二十八年十月七日死亡し、その相続人は平成二十九年一月二十六日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十四日

東京都大田区千鳥一―一三―一二

限定承認者　宮下　憲文

限定承認公告

本籍横浜市栄区鍛冶ケ谷一丁目八一〇番地、最後の住所横浜市栄区鍛冶ケ谷一丁目二〇番一号コックスウェインズ本郷台F―一〇一

被相続人　亡　平山　幸二

右被相続人は平成二十八年十一月二十一日死亡し、その相続人は平成二十九年二月三日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十四日

横浜市中区弁天通二―二一アトム関内ビル二階

限定承認者平山一郎

代理人弁護士　小比賀正義

限定承認公告

本籍岡山県備前市東片上一九四二番地、最後の住所兵庫県尼崎市武庫川町二丁目二二番地

被相続人　亡　笠井　重成

右被相続人は平成二十八年八月十二日死亡し、その相続人は平成二十九年二月二日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十四日

神戸市中央区三宮町一丁目一番一号新神戸ビル九階

限定承認者　小野　直美

代理人弁護士　北山　真

任意清算公告

当法人は、平成二十九年一月三十一日をもって解散し、社会保険労務士法第二十五条の二十五第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年二月十四日

千葉県千葉市中央区弁天一丁目一五番一号

社会保険労務士法人最首総合事務所

社員　田岡　勇輝

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二十九億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.tokyospc.co.jp/koukoku/tsmx45k22/

平成二十九年二月十四日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

特定目的会社ＴＳＭＸ４５

取締役　野坂　照光

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.tokyospc.co.jp/koukoku/tsmx42g21/

平成二十九年二月十四日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

特定目的会社ＴＳＭＸ４２

取締役　野坂　照光

（仮称）福島阿武隈風力発電構想に係る対象事業の実施引継ぎの公告

環境影響評価法第三条の九第一項第三号及び環境影響評価法施行規則第一条の四の規定に基づき、対象事業の実施について他の者に引き継いだので、左記のとおり公告する。引き継いだ区域の関係図面は、福島県企画調整部エネルギー課で平成二十九年二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

一、引き継ぎ前の事業者の氏名及び住所

事業者の名称　福島県

代表者の氏名　福島県知事　内堀　雅雄

主たる事務所の所在地　福島県福島市杉妻町二番一六号

二、引き継ぎ前の対象事業の名称、種類及び規模

（仮称）福島阿武隈風力発電構想

風力（陸上）

発電所の出力　最大二十二万五千キロワット（発電端）

風力発電機の台数　最大六十基

三、引き継ぎ前の事業の実施が想定される地域

福島県いわき市、福島県田村市、福島県南相馬市、福島県双葉郡広野町、福島県双葉郡楢葉町、福島県双葉郡富岡町、福島県双葉郡川内村、福島県双葉郡大熊町、福島県双葉郡双葉町、福島県双葉郡浪江町、福島県双葉郡葛尾村

四、引き継ぎ後の対象事業の名称、種類及び規模

（仮称）川内鬼太郎山風力発電事業

風力（陸上）

発電所の出力　最大四万七千六百キロワット（発電端）

風力発電機の台数　最大十四基

（仮称）福島阿武隈風力発電構想

風力（陸上）

発電所の出力　最大十七万七千四百キロワット（発電端）

風力発電機の台数　最大四十六基

五、引き継ぐ対象の事業の実施が想定される地域

左記の地域の内、縦覧中の関係図面に示す区域とする。

（仮称）川内鬼太郎山風力発電事業

福島県双葉郡川内村

六、引き継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所

（仮称）川内鬼太郎山風力発電事業

ＪＲ東日本エネルギー開発株式会社

代表取締役社長　山本　康裕

東京都港区新橋三丁目三番一四号

平成二十九年二月十四日

事業者の名称　福島県

代表者の氏名　福島県知事　内堀　雅雄

主たる事務所の所在地　福島県福島市杉妻町二番一六号

正誤

平成二十八年八月二十九日（号外第百八十九号）公布国土交通省令第六十一号（都市再生特別措置法施行規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

十ページ表中改正後欄中終りから四行目中「法」は「都市再生特別措置法（以下「法」という。）」の誤り。

同ページ同欄中終りから一行目中「略」は「法第十九条の六ただし書の都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為として国土交通省令で定めるものは、法第十九条の五の規定により都市施設に関する都市計画事業の施行予定者として定められた者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為とする。」の誤り。

同ページ表中改正前欄中終りから一行目中「同上」は「都市再生特別措置法（以下「法」という。）第十九条の六ただし書の都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為として国土交通省令で定めるものは、法第十九条の五の規定により都市施設に関する都市計画事業の施行予定者として定められた者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為とする。」の誤り。

三三ページ表中改正後欄及び改正前欄様式第十二(一)中「防災施設伸縮継手」は「施設伸縮継手」の誤り。

ページ	段	行	誤	正
三二	四	終りから一〇～九	第六条第三項第一号	第六条第一項第三号

平成二十八年十一月二日正誤欄中

（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月十四日付第二九号六四

年十一月十六日付参会第一

ページ●同日付政府調達第二九号一六ページ●二十八

一号七二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）